

平成14年5月14日

判事補の経験の多様化のための制度の整備に関する検討状況について（説明骨子）

裁判官の身分を離れた場合の退職手当や共済関係等
の面での適切な配慮のための方策を中心にして

最高裁判所

1 司法制度改革審議会意見

多様で豊かな知識，経験等を備えた判事を確保するため，原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである。

2 判事補の経験の多様化の意義

複雑多様化，高度化が進展している社会状況の下で，裁判所が国民から負託された機能を十全に果たしていくためには，高い質の裁判官を安定的に確保していくことが必要。特に，裁判官の経験・給源の多様化・多元化が重要。

(1) 弁護士任官の推進等

- ・ 審議会意見は，その方策の一つとして，弁護士任官等を強力に推進するように提言。
- ・ これまで，最高裁は，日弁連とも協力して，弁護士からの裁判官への任官を推進してきたが，年間数名程度の任官者が出るにとどまり，給源面での多元化が進まない状況。
- ・ 最高裁としては，審議会意見を踏まえ，引き続き，日弁連と協力する等して，これまで以上に弁護士任官等を推進するよう努める所存。

(2) 判事補の経験の多様化

- ・ 審議会意見は，こうした現状を踏まえ，もう一つの方策として，判事の主要な給源となっている判事補に多様な経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきことを提言。
- ・ 審議会意見における多様な経験の内容 「判事補が裁判官の身分を離れて弁護士，検察官等他の法律専門職の職務経験を積むことが基本となるべきで

ある。これに加え，こうした職務経験と同視できる程度に，裁判官の資質向上のために有益であると認められる経験も含まれうるが，その具体的内容については，更に検討する必要がある。」

- ・ 最高裁としては，これまで，判事補に，民間企業での長期研修，行政官庁等への出向，海外留学等の機会を付与してきたが，審議会意見の趣旨を踏まえて，多様で豊かな知識，経験等を備えた判事を確保すべく，判事補の経験の多様化のための方策を更に拡充する所存。

3 判事補が裁判官の身分を離れる場合の配慮について

(1) 司法制度改革審議会意見が指摘する留意点

審議会意見において，判事補が裁判官の身分を離れた場合の仕組みの整備に当たり，留意すべき点として指摘されている事項

- ・ 「裁判官の身分を離れた判事補が，上記の経験を積んだ後に，裁判官に復帰した場合には，退職手当や共済関係等の面で適切な配慮がなされることが望ましい。」

(2) 判事補の身分保障との関係

- ・ 判事補には，任期を10年とする憲法上の身分保障が存在（憲法78条，80条）。
- ・ 判事補が裁判官の身分を離れて他の法律専門職の職務経験を積む制度を検討するに当たっては，上記憲法上の身分保障に照らして，基本的には，経験を積む判事補本人の自発的な意思に基づく退官・転官を前提にすることが必要になるので，その円滑な実施を可能にする制度設計が必要。

(3) 具体的な検討課題

- ・ 判事補が，裁判官の身分を離れて検事等に転官して他の法律専門職の職務を経験する場合には，公務員としての身分が継続するため，退職手当や共済関係等の面では不利益を被らない仕組み。
- ・ 判事補が身分を離れて弁護士としての職務経験を積むために退官する場合には，公務員としての身分を失うため，退職手当や共済関係等の面で不利益が発生。このような退官を前提として，弁護士としての職務経験を積む制度を円滑に実施するためには，裁判官の身分を離れる判事補が，それにより待

遇面で不利益を被らないようにする制度設計が重要。

4 今後の検討の予定

- ・ 裁判官の身分を離れて弁護士等の職務経験を積むための制度の整備に当たっては、審議会意見において指摘されている上記の退職手当や共済関係等の面での適切な配慮が必要となるが、そのためには、立法措置が必要と考えられるので、今後、司法制度改革推進本部とも連携を図りながら検討。
- ・ 判事補の経験の多様化のための制度のうち、判事補が弁護士の職務経験を積む制度を整備するに当たっては、その運用面について、判事補の受入れ側である弁護士会との協議が必要。この点について、現在、最高裁と日弁連との間で行われている「弁護士任官等に関する協議会」において協議中。
- ・ 今後こうした検討作業を進め、本年秋ころには、法曹制度検討会に対し、改めて、この問題の検討状況について報告する予定。